

兵庫県公報

平成22年10月5日 火曜日 第2224号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 換地処分に伴う加古川市の区域内における字の設定及び字の区域変更（市町振興課）	1
○ 市営土地改良事業の計画変更同意（農地整備課）	4
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	4
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	5
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	5
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	8
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	9
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	10
○ 産業集積促進地区の指定（産業政策課）	11
○ 入札公告（県立但馬技術高等学校）	11
選挙管理委員会告示	
○ 地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	13
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	14

告 示

兵庫県告示第1007号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、加古川市の区域内において、次のとおり、字の設定及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、加古川市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成22年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後
大 字	字	地 番	大 字
野口町坂元	ク ラ ク	158の2の一部 158の3 159の1 159の2 160の1 161の1 163の1 163の4から163の8まで 164の1 164の4 164の5 165の1から165の4まで 166の4 167の1 167の3 168の1 169の1から169の4まで 170の1 170の2 171 172 173の1 から173の3まで 173の5 174の1の一部 174の2	野口町坂元 北1丁目
	大 坪	184の一部 186の1の一部 186の2 187の1から187の4まで 188 190の1から190の4まで 191の1から191の3まで 192 193の1から193の8まで 194の1 194の2 195の一部 196の2 の一部 197 198 199の1の一部 199の2 199の3の一部 199 の5 199の6 210の1の一部 211の1の一部 212の1の一部 216の一部 217の一部 233の2の一部 234の一部 235の1の一	

	部 235の2の一部 236の1から236の3まで 666	
一 ツ 松	237の1 237の2 238から240まで 241の1 241の2 242の1から242の11まで 243の2 244の1 244の3から244の8まで 245の2 247の1 249の1 250の1 251 252 253の一部 254の一部 255の2の一部 257の1の一部 257の34 257の35 257の37 257の73から257の94まで 294の一部 297 298の1 298の3から298の5まで 299の1 300の1 301の1 305の1 306の1 307の1	
大 坪	195の一部 196の1 196の2の一部 199の3の一部 210の1の一部 211の1の一部 212の1の一部 213の1 213の3 214の1 214の2 215 216の一部 217の一部 218の1から218の3まで 219から223まで 224の2 226の1 226の2 227から230まで 231の1から231の3までの各一部 231の4 232の1から232の3まで 233の1 233の2の一部 234の一部 235の1の一部 235の2の一部	野口町坂元 北2丁目
一 ツ 松	253の一部 255の2の一部	
北 浦	360の1の一部 361の1の一部 362の1 362の2 363の1の一部 365の1 365の2 365の3の一部 366の1の一部 366の2 367の1の一部 367の2の一部 368から370まで 371の一部 372の2の一部 372の3の一部 373 374 375の1 375の2 376の1 376の2 377の1から377の3まで 378の1 378の2 379 380の1 380の2 381の1の一部 381の2 382の1 382の2 383の一部 384の1の一部 384の2の一部 385の1の一部 385の2の一部 386の一部 393の一部 424の2の一部 424の3の一部 432の5の一部 434の1 434の2の一部 434の3から434の5まで 434の6の一部 435の1から435の3まで 436の2の一部 436の3 436の4 436の6 437の1 437の2 438の1 438の2の一部 438の3 438の4の一部	
	353の1から353の3までの各一部 354の一部 355の一部 355の2の一部 357の1の一部 357の2の一部 358の一部 372の3の一部 381の1の一部 383の一部 384の1の一部 384の2の一部 385の1の一部 385の2の一部 386の一部 387 388の1 388の2 389の1から389の3まで 390の1 390の2 391の1 391の2 392の1 392の2 393の一部 394の2 395の1から395の3まで 396の1 396の2 397から399まで 400の1 400の2 402の1 402の2 403の1 $\left. \begin{matrix} 403の1 \\ 404 \end{matrix} \right\}$ の2 405の1 405の2 406の1 406の2の一部 424の2から424の4までの各一部 425の1 425の2の一部 425の3の一部 425の4 426の1 426の2 426の4の一部 427の1 427の2 428の1の一部 428の2 429の1 429の2 430の1 430の2 431の1 431の2 432の1の一部 432の2から432の4まで 432の5の一部 433の1の一部 433の2 433の3の一部 433の4 434の2の一部 434の6の一部 436の1の一部 436の2の一部 436の5 438の2の一部 438の4の一部	野口町坂元 北3丁目

野口町野口	出 水	656の1 656の2 657 658	
野口町坂元	北 浦	347の1の一部 348の1の一部 348の2の一部 349の1 349の2 350から352まで 353の1から353の3までの各一部 354の一部 355の一部 355の2の一部 356の1 356の2 357の1の一部 357の2の一部 358の一部 359の1の一部 359の2の一部 360の1の一部 371の一部 372の1 372の2の一部 372の3の一部	野口町坂元 北4丁目
野口町野口	越 水	661 662 663の1 663の2 664 665の一部 666の1の一部 666の2 666の3 667から669までの各一部 670 671 672の1	
野口町坂元	大 坪	231の1から231の3までの各一部	野口町坂元 北5丁目
	一ツ松	253の一部 254の一部 255の2の一部 256の1 256の2 257の1の一部 259の1 260の1から260の3まで 261の1から261の3まで 262の1 262の2 263から265まで 268 269の1 269の2 270の1 270の2 272の1から272の4まで 273 274の1から274の3まで 275 276の1 276の3から276の8まで 277の1 277の4から277の6まで 278の1 279の1 279の2 280の1 280の3 281の1 281の3 281の4 282の1 294の一部	
野口町野口	北 浦	347の1の一部 347の2 348の1の一部 348の2の一部 359の1の一部 359の2の一部 359の3 360の1の一部 360の2 361の1の一部 361の2 363の1の一部 363の2 363の3 365の3の一部 366の1の一部 366の3 367の1の一部 367の2の一部 367の3	
	越 水	665の一部 666の1の一部 667から669までの各一部	
野口町野口	山ノ越	681の1 682の1 682の4 682の5 683の1 684 685の1 685の2 685の4 686の1	
	坂之下	21の16 23の6	野口町坂元
野口町坂元	ク ラ ク	154の1 156の1から156の7まで 157の1 158の2の一部 174の1の一部 175の2	
	大 坪	173の7 176の1 181 181の1 182 183の1から183の3まで 184の一部 185の1 185の2 186の1の一部 199の1の一部 200 201の1 201の2 202 203の2の一部 203の4 207 208の1 208の2 209の1 209の2 210の1の一部 211の1の一部	
野口町坂元	北 浦	403の2 403の3 405の3から405の5まで 406の2の一部 406の3 406の4 407から409まで 410の1から410の5まで 411から413まで 414の1 414の2 415 417 418 419の1から419の4まで 420の1から420の9まで 421の1 421の2 422の1 422の2 423の1 423の2 424 424の2の一部 424の4の一部 425の2の一部 425の3の一部 426の4の一部 428の1の一部 432の1の一部 433の1の一部 433の3の一部 436の1の一部 438の2の一部 440の1から440の3まで 441の1から441の9まで 442の1 442の2 443 444の1 445 446 447の1から447	

		の9まで 448の1から448の4まで 449 450の1 450の2 451の1 451の2 452 453の1から453の8まで 454の1から454の6まで 455 456 457の1から457の6まで 458の1から458の6まで 459の1から459の4まで 460 461の1 461の2	
野口町野口	西ノ沢	570の1 570の3から570の7まで 570の10から570の18まで 571 572	野口町野口
		574の1 574の2 575 576の1から576の9まで 577の1 578の3 578の6 579 581 583の1 583の2 584の1 584の2 585の1から585の3まで 586の1から586の5まで 588の1 588の4 589の1 590の1 590の4 591の1 591の3 594の1から594の3まで 595の1から595の3まで 596 597 598の1から598の6まで 599 600 601の1から601の9まで 603 604 605の1から605の3まで 606の2 607の1 607の2 612の2 612の4 613の1 613の4 629の5 629の6 629の15 629の33 629の43 629の44 631の2 631の4から631の7まで	
	出水	642 643の1 643の2 644 645 653の1 659 660	
	土ブタイ	763の1 763の2 764から766まで 766の2 767 769の4 785の5 785の7 791の1 795の4 795の7 796の1 796の5から796の7まで 800の2	

上記のほか、変更前の区域に隣接する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字野口町野口字越水661、662、671、672の1に隣接する大字野口町野口字長箴の水路である公有地の一部は大字野口町坂元北4丁目に編入する。

また、大字野口町坂元字北浦406の1、406の2に隣接する大字野口町野口字出水の水路である公有地の一部は大字野口町坂元北3丁目に編入する。

また、大字野口町坂元字北浦406の2、406の4に隣接する大字野口町野口字出水の水路である公有地の一部は大字野口町坂元に編入する。

備考 地番は、平成22年1月1日現在の地番である。



兵庫県告示第1008号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成22年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
南あわじ市	元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）	針ノ木地区	平成22年9月14日
同上	同上	伊賀野地区	同



兵庫県告示第1009号

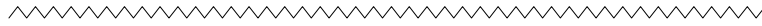
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、

平成18年兵庫県告示第1064号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成22年11月7日限りで消滅する。

平成22年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

浜坂町加入区



兵庫県告示第1010号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成22年11月8日から発生する。

平成22年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

浜坂町加入区



兵庫県告示第1011号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
朝来市生野町真弓字滝谷726の9、726の9の1、726の10から726の13まで
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字滝谷726の9・726の10・726の11・726の13（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、726の9の1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1012号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成22年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種類		
南山兼 代山本 兼久	神戸市東灘区深江本町 3-2-24	般-21 第113297号	一般	とび・土工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年6月8日
西神設備工業 代日根野 真知子	同 市同 区住吉南町 1-6-22	般-20 第115294号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月25日

新川緑工(株) (代)新川 洋介	同 市同 区住吉宮町 6-14-2 住吉ヴィ ラ201	般-20 第115262号	一般	土木工事業、造園工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年7月2日
(株)環建築工房 (代)榊矢 普敬	同 市中央区中山手通 7-2-13-A-301	般-18 第113658号	一般	左官工事業、石工事 業、塗装工事業、建具 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月1日
(株)日本住販 (代)辻 均	同 市同 区多聞通1 -3-19 クロス神戸 駅前ビル2階	般-19 第114056号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
(株)ヒトキ・ジャパ ン (代)藤森 竜弘	同 市同 区港島6- 6-2	般-18 第114888号	一般	大工工事業、屋根工事 業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
(株)日の丸電気 (代)日野 実	同 市同 区神若通2 -5-11	般・特-17・ 19 第100276号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成22年7月16日
砂原産業(株) (代)砂原 秀行	同 市兵庫区荒田町2 -9-2	般-18 第114761号	一般	土木工事業、管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年5月24日
(有)エム・オール建 材 (代)森岡 博	同 市長田区神楽町2 -2-22 シンタニビ ル301	般-17 第114702号	一般	建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月19日
神戸都市開発(株) (代)福井 健太	同 市同 区神楽町2 -3-1	般-21 第115561号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年6月30日
(株)宮脇工務店 (代)宮脇 誠	同 市同 区丸山町4 -4-6	般-18 第108097号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月16日
(有)鈴木ビルサービ ス (代)鈴木 勝一	同 市須磨区行幸町3 -2-19	般-22 第114531号	一般	塗装工事業、内装仕上 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月14日
(有)辻王住建 (代)辻本 哲也	同 市西区持子2-67	般-19 第115143号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年6月18日
(有)ダイケイホーム (代)大山 修一	尼崎市東園田町4-6 -7	般-18 第212282号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月29日
(株)中道工業所 (代)中道 龍午	同 市武庫之荘3-12 -15	般-19 第210238号	一般	建築工事業、鋼構造物 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
東工務店 (代)東 浩之	同 市西昆陽3-15- 6	般-19 第216707号	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業、と び・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年7月14日
(株)太田組 (代)太田 慎一郎	西宮市東鳴尾町2-16 -5	般-17 第211800号	一般	土木工事業、とび・土 土工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成19年6月30日
上野建設(株) (代)上野 雄一	同 市津門仁辺町5- 15	特-18 第215234号	特定	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成22年7月1日
(株)オーエスイー (代)古本 義光	芦屋市打出町6-26	般-18 第211015号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月14日
関和建設 (代)金關 和夫	同 市吳川町4-8	般-17・21 第216397号	一般	建築工事業、大工工事 業、左官工事業、とび ・土工工事業、石工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、鋼構造物工事 業、鉄筋工事業、板金 工事業、ガラス工事 業、塗装工事業、防水 工事業、内装仕上工事 業、熱絶縁工事業、建 具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月23日

㈱ミツワテック宝塚 代船岡 史朗	宝塚市大原野字中林13-1	般-18 第301060号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月15日
三進建設 代秋田 義弘	同 市伊子志4-2-35	般-20 第215701号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月20日
㈱北摂コミュニティ開発センター 代姉齒 道信	三田市弥生が丘1-2-1	特-18 第300964号	特定	土木工事業、建築工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年6月24日
藤原建築 代藤原 邦彦	西脇市黒田庄町喜多1516-203	般-17 第352818号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成19年1月31日
㈱ガーデン加西 代塚前 眞弓	加西市大村町77	般・特-21 第352580号	一般 特定	土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年6月30日
㈱大起プラントサービス 代野上 龍男	姫路市飾磨区中野田4-19-15	般-18 第457122号	一般	清掃施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年1月1日
村上建設 代村上 勝男	同 市家島町真浦774-2	般-18 第450139号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年12月31日
宇部産業㈱ 代鎌田 頼宣	同 市古二階町52	般-20 第459847号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成22年5月27日
㈱イノウエプラスチック 代萩尾 清芝	同 市別所町家具町126-10	般-17 第453528号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月24日
㈱邦洋産業 代喜多村 亮	同 市勝原区宮田50-16	般-21 第456070号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月30日
㈱エトウ 代榮藤 猛	同 市網干区垣内東町188	般・特-17 第454642号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成22年7月12日
㈱大翔 代中山 雅博	同 市広畑区東新町1-21-4	般-17 第458256号	一般	建築工事業、電気工事業、管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月21日
若菜塗工 代阿部 活也	同 市北平野南の町13-30	般-18 第460226号	一般	塗装工事業、防水工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
㈱須貝コーポレーション 代須貝 敏也	同 市広畑区鶴町1-12	般-17 第458359号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
㈱小西工務店 代小西 利夫	赤穂市加里屋41-6	特-18・19 第550167号	特定	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年6月30日
小田住建 代小田 克己	宍粟市一宮町西深342	般-17 第502116号	一般	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成19年12月31日
赤松工業 代赤松 恒雄	同 市山崎町塩山412	般-18 第501415号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年6月30日
㈱ヒロケン 代福井 博	揖保郡太子町東保64-5	般-19 第502506号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年6月22日

(有)ササテック 代小川 徹也	赤穂郡上郡町野桑601	般-20 第551695号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年6月30日
奥田塗装店 代奥田 恵子	豊岡市三坂町6-30	般-20 第651243号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
今井工務店 代今井 清美	同 市岩井819	般-17 第651026号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年7月1日
(株)村上建設 代村上 勝幸	同 市日高町中26-1	特-19 第650522号	特定	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月26日
原工務店 代原 松太郎	美方郡香美町香住区無 南垣230-3	般-19 第700140号	一般	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年2月20日
森長建設(株) 代森田 和善	丹波市山南町金屋375 -2	般-18 第750146号	一般	土木工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成19年8月30日
(株)中兵庫土木 代宮城 隆一郎	同 市氷上町南油良 806-1	般・特-20 第751600号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成22年5月25日
板野建工 代板野 富夫	同 市山南町北和田 1061	般-17 第751558号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工事業、石工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月30日
笹田建設(株) 代笹田 美次	洲本市五色町鮎原三野 畑164-3	般・特-19 第800451号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年5月31日
仲野装飾 代仲野 俊夫	南あわじ市松帆慶野 758-1	般-17 第800928号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年3月31日
西淡鉄工(株) 代倉本 忠	同 市湊125-1	般-17 第801344号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成22年5月14日
織田溶接(株) 代織田 計一	淡路市斗ノ内1377-2	般-17 第800703号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月14日
(株)小口組 代小口 忠晴	同 市室津1350-3	般・特-20・ 22 第800756号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、とび・土工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月23日



兵庫県告示第1013号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳（世界測地系へ座標変換））
- 2 作業期間
平成22年9月27日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市荒木町外



兵庫県告示第1014号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
中 間 (1)	養 父 市		大屋町中 間	宮 ノ 下	192番、196番、197番1、192番地先の道路敷の一部
				宮 山	30番1の一部、30番2の一部、30番2地先の道路敷の一部
				荒 岩	31番の一部、33番1の一部、34番の一部、36番1、36番2の一部、36番3、200番1、201番1、202番から210番まで、222番、223番、224番の一部、230番1、230番2の一部、230番3の一部、231番1、231番2の一部、232番1の一部、232番2の一部、233番、234番、235番1の一部、235番2の一部、200番1から203番に至る地先の道路敷の一部、202番から205番に至る地先の道路敷、207番地先の道路敷、209番から210番に至る地先の道路敷の一部、222番地先の道路敷の一部、231番2地先の道路敷の一部、233番地先の道路敷の一部
中 間 (2)	養 父 市		大屋町中 間	村 内	336番から338番まで、337番から338番に至る地先の水路敷の一部
				円 山	380番、380番1、381番、385番、386番1の一部、386番2の一部、387番、388番、389番1の一部、389番2、390番の一部、391番、392番1から392番6まで、393番、386番2から389番1に至る地先の道路敷の一部、380番から393番に至る地先の道路敷の一部
				瓜 畑	177番3の一部、364番の一部

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び兵庫県ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成22年10月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成22年9月15日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日中会計税務交流機構

イ 代表者の氏名 王 昱

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市武庫川町6番26-2502号

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本・中国の企業、市民に対して会計税務知識の普及促進に関する事業を行い、日中経

済社会の更なる発展に貢献することを目指し、企業経営の活性化・人材育成に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成22年9月15日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人西宮認知症予防会

イ 代表者の氏名 畑 中 宏 之

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市甲陽園目神山町10番47号

エ 定款に記載された目的

この法人は、阪神地区の高齢者を対象として、認知症予防のため、脳を刺激し積極的に使うことを目的としたレクリエーション活動や教室の企画、運営、支援をし、また認知症に関する理解を深める講習の企画、運営をし、さらにボランティアを紹介することで介護現場の手助けをすることにより、高齢者の健やかな心身の維持、増進に資し、ひいては高齢者がいきいきと暮らす地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成22年9月15日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫コアラ

イ 代表者の氏名 山 本 弘 一

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区下畑町字中之谷1930番地の10

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅介護サービス事業、介護タクシー事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

#### 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成22年10月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成22年9月15日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ふるさと

イ 代表者の氏名 前 田 次 夫

ウ 主たる事務所の所在地 朝来市澤181番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、介護保険法に基づく介護予防サービス、居宅サービス事業、外出支援介護及び地域における生活支援に関する事業を行い、福祉の町づくりに寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成22年9月15日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人らいふサポートくるみ

イ 代表者の氏名 森 田 透

ウ 主たる事務所の所在地 加古郡稲美町加古4369番地の3

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、自らが望む自立生活を営めるように、障害者小規模作業所運営事業、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業及び障害者と地域住民の交流事業を行い、社会全体の福祉を増進させ、障害者と健常者が共に生きることが出来る地域社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成22年9月15日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人ワット神戸
- イ 代表者の氏名 渡 邊 泰 之
- ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区波止場町5番4号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民及び事業者に対する新エネルギー及び省エネルギーに関する普及啓発、教育、指導事業、並びに新エネルギー及び省エネルギー実施事業者への技術支援事業を行うことにより、地域での地球環境保全への取り組み、防災と環境に配慮したまちづくりを支援すると共に、新しい事業の創出により地域経済の活性化に寄与する事を目的とする。



**産業集積促進地区の指定**

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）第5条第3項の規定により、次のとおり拠点地区に指定したので、同条第4項の規定により公表する。

平成22年10月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 拠点地区の種別  
産業集積促進地区
- (2) 指定の申出をした市町長  
丹波市長
- (3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積  
春日町七日市産業集積促進地区  
丹波市春日町七日市の一部 約5.3ヘクタール
- (4) 指定日  
平成22年10月5日
- 2 (1) 拠点地区の種別  
産業集積促進地区
- (2) 指定の申出をした市町長  
多可郡多可町長
- (3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積  
多可町多田産業集積促進地区  
多可郡多可町加美区多田の一部 約4.4ヘクタール
- (4) 指定日  
平成22年10月5日



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年10月5日

契約担当者

兵庫県立但馬技術大学校長 椿 野 晴 繁

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
コンピュータシステム一式（賃貸借）
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間  
平成23年3月1日（火）から平成28年2月29日（月）まで
- (4) 納入場所  
兵庫県立但馬技術大学校 豊岡市九日市上町660番地の5
- (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒668-0051 豊岡市九日市上町660番地の5  
兵庫県立但馬技術大学校生涯訓練課 担当 八田  
電話 (0796) 24-2233 FAX (0796) 24-0875
- (2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成22年10月5日(火)から同月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成22年11月15日(月)午後1時30分 兵庫県立但馬技術大学校
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成22年11月12日(金)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 仕様確認について

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
  - ア 受付期間  
平成22年10月6日(水)から同月29日(金)まで(持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)
  - イ 受付場所  
前記3(1)に同じ。
  - ウ 提出書類  
仕様確認申請書及びカタログ等仕様が分かるもの。
  - エ 提出方法  
持参、FAX又は郵送(上記アの期間内)により提出すること。
  - オ 確認の結果  
平成22年11月8日(月)午前10時までに入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年11月12日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

免除する。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Harushige Tsubakino, Principal, Hyogo Prefectural Tajima Technical Institute

## (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Computer System 1 set

## (3) Lease period: From March 1, 2011 through February 29, 2016

## (4) Lease place:

Hyogo Prefectural Tajima Technical Institute

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 October 19, 2010

## (6) Deadline for tender:

13:30 November 15, 2010 by direct delivery, 17:00 November 12, 2010 by mail

## (7) Person to contact concerning the notice:

Tomoko Hatta, Hyogo Prefectural Tajima Technical Institute.

660-5 Kokonokaichikamino-cho, Toyooka city, Hyogo 668-0051

TEL (0796)24-2233 FAX (0796)24-0875

## 選挙管理委員会告示

## 兵庫県選挙管理委員会告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成22年10月5日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上寿浩

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 91,051  
 選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数  
 とを合算して得た数 825,420



**兵庫県選挙管理委員会告示第74号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成22年10月5日

兵庫県選挙管理委員会  
 委員長 村 上 寿 浩

| (選 挙 区 名) | 〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕 |
|-----------|------------------------------|
| 神戸市東灘区    | 55,452                       |
| 神戸市灘区     | 34,864                       |
| 神戸市中央区    | 32,558                       |
| 神戸市兵庫区    | 30,543                       |
| 神戸市北区     | 61,502                       |
| 神戸市長田区    | 27,758                       |
| 神戸市須磨区    | 46,042                       |
| 神戸市垂水区    | 61,148                       |
| 神戸市西区     | 65,795                       |
| 姫 路 市     | 134,013                      |
| 尼 崎 市     | 127,541                      |
| 明 石 市     | 79,229                       |
| 西 宮 市     | 126,401                      |
| 洲 本 市     | 13,463                       |
| 芦 屋 市     | 25,895                       |
| 伊 丹 市     | 52,663                       |
| 相 生 市     | 8,791                        |
| 豊 岡 市     | 23,992                       |
| 加 古 川 市   | 71,733                       |
| 龍 野 市     | 10,957                       |
| 赤穂市及び赤穂郡  | 18,649                       |
| 西 脇 市     | 9,811                        |
| 宝 塚 市     | 61,606                       |
| 三 木 市     | 22,524                       |
| 高 砂 市     | 25,649                       |
| 川西市及び川辺郡  | 52,224                       |
| 小 野 市     | 13,213                       |
| 三 田 市     | 29,795                       |
| 加 西 市     | 12,967                       |
| 篠 山 市     | 12,212                       |
| 養 父 市     | 7,581                        |
| 丹 波 市     | 18,828                       |
| 南あわじ市     | 14,278                       |
| 朝 来 市     | 9,259                        |
| 淡 路 市     | 13,632                       |

|   |   |   |        |
|---|---|---|--------|
| 宍 | 粟 | 市 | 11,719 |
| 加 | 東 | 市 | 10,626 |
| 多 | 可 | 郡 | 8,478  |
| 加 | 古 | 郡 | 17,740 |
| 飾 | 磨 | 郡 | 7,333  |
| 神 | 崎 | 郡 | 12,479 |
| 揖 | 保 | 郡 | 19,913 |
| 佐 | 用 | 郡 | 5,580  |
| 美 | 方 | 郡 | 10,406 |